

長期優良住宅法改正に伴う当センターの対応について

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和3年5月28日に「住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律」が公布され、一部の法律が令和4年2月20日より施行されます。

本改正に伴い、現行の「長期優良住宅技術的審査」から「長期使用構造等確認」へお申し込み手続きが変更となります。つきましては、当センターでは下記の対応といたしますのでご注意ください。何卒よろしくお願い申し上げます。

●現行の「技術的審査」のお申し込みについて

当センターの技術的審査適合証 申請期限 **令和4年2月4日（金）**

所管行政庁への認定申請において、任意の技術的審査による「適合証」は **2月20日以降ご利用いただけません。**※1 認定先の「適合証」での認定の申請期限をご確認の上、技術的審査のお申込みをお願い致します。

●改正後の「長期使用構造等確認」のお申し込みについて

新書式の事前相談受付 **令和4年2月7日（月）～**

2/20以降所管行政庁への認定申請は長期使用構造等確認による「確認書等※2」をご利用ください。2/7～2/20までは事前相談として書類の確認等を行わせていただきます。2/21以降、お引き受けし、順次「確認書等」の交付を行います。

※1 改正日前までに認定申請したものについては、以後の手続きについても改正前の法律が適用となります。

※2 長期使用構造等確認による確認書または長期使用構造等の確認結果について記載された設計住宅性能評価書。

新旧申請の対応時期	1月		2/7 事前相談開始		施行日 2/20	
	20	31	10	20	28	
旧書式での申請受付	→		→		→	
新書式での事前相談受付			→		→	
新書式での一斉受付、一斉交付					←	

2/4 旧書式での申請受付を原則、停止